

## 長崎県観光振興財源検討専門委員会設置要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、新たな観光振興財源の導入に向けて検討を深めるため、長崎県観光振興条例（平成18年10月13日長崎県条例第56号）第21条及び附属機関等の設置及び運営に関する要綱第5条第1項の規定に基づき設置する長崎県観光振興財源検討専門委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 委員会は、別紙に定める委員で構成する。

2 長崎県市長会、長崎県町村会は、オブザーバーとして委員会に参画することができる。

## （任期）

第3条 委員の任期は、原則として1年とし、再任又は延長を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議運営）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述や必要な協力を求めることができる。

## （事務局）

第6条 委員会の事務局は、文化観光国際部観光振興課内に置く。

## （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。

## 長崎県観光振興財源検討専門委員会 委員名簿

## 1. 委員

(令和7年4月24日時点、50音順・敬称略)

| 氏 名                  | 所 属                   | 分 野                    |
|----------------------|-----------------------|------------------------|
| あかし かつま<br>明 石 克 磨   | (一社)長崎県観光連盟 専務理事      | 県内の観光活性化にかかる事業を行う団体    |
| じんの なおひこ<br>神 野 直 彦  | 東京大学名誉教授              | 学識経験者                  |
| せい いち ともこ<br>勢 一 智 子 | 西南学院大学教授              | 学識経験者                  |
| つかしま ひろあき<br>塚 島 宏 明 | 長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事 | 宿泊事業者の代表               |
| つる た たかあき<br>鶴 田 貴 明 | (公財)ながさき地域政策研究所 理事長   | 観光分野(地域内知見)に精通する調査分析機関 |
| まつなが やすいち<br>松 永 安 市 | 長崎県商工会議所連合会 専務理事      | 地域経済の見識者               |
| みやざき ひろよし<br>宮 崎 浩 善 | 長崎県商工会連合会 専務理事        | 地域経済の見識者               |
| やました まさき<br>山 下 真 輝  | (株)JTB総合研究所 フェロー      | 観光分野(全国的知見)に精通する調査分析機関 |

## 2. オブザーバー

長崎県市長会、長崎県町村会